

# 地方行革新指針の概要

行政改革推進法、公共サービス改革法、骨太方針2006を踏まえ、地方行革の更なる推進に向け、新指針を8月末に公表

## 総人件費改革

- 国家公務員の定員純減(▲5.7%)等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進(地域民間給与の反映、一層の給与適正化)
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組等

## 公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

## 地方公会計改革 (地方の資産・債務管理改革)

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

## 自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示のルール作成・住民監視の強化

- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

# 総人件費改革

## 地方公務員の職員数

- 骨太方針2006（5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減）等を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員数の一層の純減。

## 地方公務員の給与

- 地域民間給与の更なる反映に向け、人事委員会勧告における公民較差のより一層精確な算定、公民比較対象企業規模の拡大、説明責任の徹底等を推進。
- 特殊勤務手当等の是正、級別職員構成の計画的是正措置など、一層の給与適正化の推進。

## 第三セクター等の人件費

- 職員数や給与に関する情報公開等の推進、地方公共団体からの補助金等の抑制など。

## その他

- 職員互助会への補助の見直し。
- 知事等特別職の退職手当について、算定方法の見直しや第三者機関における検討を通じ適切な見直し。
- 教職員の人件費について、骨太方針2006に基づく見直し結果を適切に反映。

# 公共サービス改革

## 公共サービスの見直し

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等。

## 市場化テストの積極的な活用

- 地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスも含め、市場化テストを積極的に活用。
- 市場化テストの実施に当たって、公共サービスの質の維持向上に関する成果指標・経費の削減に関する数値目標など可能な限り明確かつ客観的な目標を設定。  
公共サービスの提供に関する民間事業者等からの積極的な意見の聴取。
- 地方公共団体は、公共サービスの最終的な責任者として、民間事業者が公共サービスを適正かつ確実に実施するよう契約等に基づき監督等必要な措置。
- 地方公共団体の自発的な取り組みを阻害する法令等について、公共サービス改革法に基づく意見聴取手続を積極的に活用。

# 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

## 公会計の整備

- 「新地方公会計制度研究会報告書」を踏まえ、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図り、基準モデル又は総務省方式改訂モデルを活用して、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、公会計の整備を推進。
- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形。
- 取組が進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示。

## 資産・債務管理

- 財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を推進。
- 国の資産・債務改革の具体的内容、手順及び実施時期も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効利用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定。

# 情報開示の徹底 と 住民監視（ガバナンス）の強化

## ＜地方公共団体＞

### 情報開示の徹底

- 給与情報等公表システムを充実し、情報開示を徹底
- 決算の早期開示、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績等（公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果）を住民に分かりやすく公表

### 住民監視（ガバナンス）の強化

- 監査委員への地方公共団体外部の人材の積極的な登用
- 外部監査制度の有効活用

## ＜総務省＞

- 各取組項目についての情報提供、必要に応じ、各地方公共団体に助言
- 毎年度フォローアップを実施し、その結果をできる限り住民等が団体間で比較分析を行いやすい形で広く国民に公表